

令和6年2月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第3415号 共有物分割等請求控訴事件

令和5年(ネ)第5886号 損賠賠償反訴請求事件

(原審・横浜地方裁判所令和3年(ワ)第587号)

口頭弁論終結の日 令和5年12月21日

判 決

東京都中央区

控訴人 (当審反訴被告)

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

塩 谷 昌 則

横浜市

被控訴人 (当審反訴原告)

(以下「被控訴人」という。)

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙物件目録記載の不動産の持分5分の1について、本判決確定日の民法253条2項による取得を原因とする持分全部移転登記手続をせよ。
- 3 本件反訴請求に係る訴えを却下する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じ、全て被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(前注)略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

主文1項及び2項と同旨

第2 反訴請求の趣旨

東 京 高 等 裁 判 所

控訴人は、被控訴人に対し、4647万円を支払え。

第3 事案の概要

1 本件は、控訴人が、本件マンションの共有者である被控訴人に対し、①主位的に、被控訴人が管理の費用を支払わないとして、民法253条2項に基づき、本件マンションの持分5分の1について、本判決確定日の同項による取得を原因とする持分全部移転登記手続を求め、②予備的に、本件マンションの分割協議が調わないとして、同法258条1項に基づき、共有物分割を求めた事案である。

2 原審は、控訴人の主位的請求を、被控訴人が控訴人から930万8299円の支払を受けるのと引換えに、控訴人に対し、本件マンションの持分5分の1について、本判決確定日の民法253条2項による取得を原因とする持分全部移転登記手続を求める限度において認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。なお、控訴人の当審における請求は、上記1①のみであり、上記1②は当審の審判の対象となっていない。

また、被控訴人は、当審において損害賠償を求める反訴を提起した。

3 前提事実は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の2(2頁13行目から23行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁16行目の「原告は、」の次に「被控訴人の元夫である」を加える。

(2) 原判決2頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(3) 東京地方裁判所は、令和4年4月26日、被控訴人は、控訴人に対し、①199万5893円(控訴人が訴外Aから譲り受けた、訴外Aが支払った本件マンションの平成29年度分から平成31年度分までの固定資産税及び都市計画税の5分の1相当額10万2406円並びに平成29年5月分から令和元年9月分までの管理費及び修繕積立金の5分の1相当額22万9964円の各求償債権並びに訴外Aが被控訴人に対して有する損害賠償金110万0523円及び財産分与56万3000円に係る各債権の合計額)及びこれに対する令和元年10月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え、②令和2年4月3日から、本件マンシ

ョンに係る控訴人と被控訴人との間の共有関係が終了する日又は被控訴人が本件マンションから退去する日のいずれか早い日まで月17万円の割合による金員（賃料又は賃料相当損害金）を支払えとの判決（同裁判所令和元年(ワ)第27804号。以下「別件判決」という。）を言い渡し、令和5年4月20日、被控訴人の控訴は棄却され（東京高等裁判所令和4年(ネ)第3030号）、別件判決は令和5年5月9日確定した（甲21ないし23）。

(4) 控訴人は、令和5年12月21日の当審口頭弁論期日において、被控訴人に対し、別件判決並びに本件マンションの固定資産税等及び管理費等の合計953万1372円の債権をもって、被控訴人の共有持分の償金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした（当裁判所に顕著な事実）。」

4 争点

- (1) 被控訴人共有持分の買取請求の可否と償金額
- (2) 信義則違反の有無
- (3) 弁護士法違反又は弁護士職務基本規定違反の有無
- (4) 相殺の可否（当審における追加主張）
- (5) 反訴の可否（当審における追加）

5 争点に関する当事者の主張の要旨

以下のとおり補正し、次項に当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の事実及び理由の第2の3(1)、(3)及び(4)（3頁5行目から4頁4行目まで及び17行目から5頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁5行目を「(1) 争点(1)（被控訴人共有持分の買取請求の可否と償金額）について」に改める。

(2) 原判決4頁17行目の「(3)」を「(2)」に、「争点3」を「争点(2)」に、5頁16行目の「(4)」を「(3)」に、「争点4」を「争点(3)」にそれぞれ改める。

6 当審における当事者の主張

（控訴人の主張—争点(4)関係）

控訴人は、被控訴人に対し、上記3(4)の合計953万1372円の債権をもって、被控訴人の808万7296円（被控訴人が同意する金額）の償金債権とその対当額において相殺する。

（被控訴人の主張）

(1) 争点(1)関係

本件マンションの5分の1の償金は、1605万8944円が相当である。

(2) 争点(5)関係

被控訴人は、令和元年10月から長きにわたって続けられた裁判の心痛により精神科による治療を余儀なくされた。被控訴人は、居住する本件マンションを不当に売買されたことによる物的・精神的損害賠償として、4647万円を反訴をもって請求する。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は、争点(1)ないし(3)については、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の1(1)及び(2)（6頁2行目から7頁18行目まで）並びに3及び4（9頁1行目から10頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁2行目を「 1 争点(1)（被控訴人共有持分の買取請求の可否と償金額）について」に改める。

(2) 原判決9頁1行目の「3」を「2」に、同行目、2行目、14行目及び16行目の各「争点3」を「争点(2)」に、17行目の「4」を「3」に、同行目、18行目及び10頁14行目の各「争点4」を「争点(3)」にそれぞれ改める。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人の主張（争点(4)－相殺の可否）について

ア 控訴人は、別件判決で認容された債権及び本件マンションの管理費、固定資産税等の請求権（自働債権）をもって、被控訴人の本件マンションの共有持分の償金債権（受働債権）とその対当額において相殺するとの意思表示をしたところ、償金債権

の弁済期は本判決確定の時であるが、控訴人は、期限の利益を放棄して相殺することができる。

イ 別件判決で認容された債権を自働債権とする相殺

(ア) a 控訴人の別件判決で認容された①の主たる債権は199万5893円である。

b 199万5893円に対する令和元年10月20日から令和5年7月24日（控訴人が相殺の対象とする遅延損害金の終期（控訴理由書の日付））までの遅延損害金は、次の計算式のとおり合計37万5390円である（円未満切捨て）。

$$199万5893円 \times 0.05 \times (3年 + 278日 / 365日)$$

(イ) 控訴人の別件判決で認容された②の令和2年4月3日から令和5年7月24日（控訴人が相殺の対象とする日）までの月17万円の割合による債権は、次の計算式のとおり合計675万0645円である（円未満切捨て）。

$$17万円 \times (39月 + 22日 / 31日)$$

(ウ) 上記(ア) a 及び b 並びに(イ)の合計 912万1928円

ウ 本件マンションの管理費、固定資産税等の請求権を自働債権とする相殺

(ア) 証拠（甲25の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、令和2年4月2日から令和5年4月27日までに、本件マンションの令和2年度分から令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税合計61万9700円を支払ったことが認められるから、被控訴人に対し、持分5分の1相当の12万3940円の請求権を有する。

(イ) 証拠（甲26の1ないし37）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、令和2年6月5日から令和5年4月25日までに、本件マンションの令和2年6月分から令和5年5月分までの管理費及び修繕積立金合計142万7520円を支払ったことが認められるから、被控訴人に対し、持分5分の1相当の28万5504円の請求権を有する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の合計 40万9444円

エ 上記イ(ウ)及びウ(ウ)の合計 953万1372円

オ そうすると、本件マンションの被控訴人の共有持分5分の1相当の償金は原判決(6頁20行目)説示のとおり940万1482円であり、相殺充当の合意やその指定の主張はないから、控訴人の相殺の意思表示により、対当額において相殺され、被控訴人の償金債権は消滅した。

よって、控訴人の本件マンションの被控訴人の持分5分の1についての持分全部移転登記手続請求は理由がある。

カ なお、控訴人の自働債権については、上記イ(ア)の債権及び上記イ(イ)の債権のうち令和5年4月27日までの債権並びに上記ウ(ア)及びイ)の各債権の弁済期が先に到来したから、これらの債権は相殺によって消滅した。そして、以下の計算式のとおり、上記イ(イ)の債権のうち令和5年4月28日から同年6月分までの債権及び同年7月分について1722円の限度の債権が相殺によって消滅した。

$953万1372円 - 940万1482円 = 12万9890円$

$17万円 \div 24日 / 31日 = 13万1612円$ (円未満切捨て)

$13万1612円 - 12万9890円 = 1722円$

(2) 被控訴人の主張について

ア 争点(1)関係について

被控訴人は、本件マンションの5分の1の償金は、1605万8944円が相当である旨主張するが、その根拠は主張されておらず、これを認めるに足る証拠もないから、同主張は採用することができない。

イ 争点(5)関係について

被控訴人は、本件マンションを不当に売買されたことによる物的・精神的損害賠償として、4647万円を反訴請求する。

しかしながら、上記反訴請求権は、本訴請求権とは請求の基礎が同一ではなく、控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる(民事訴訟法300条1項)ところ、控訴人がこれに同意しない(第1回口頭弁論)

ことは、当裁判所に顕著であるから、本件反訴は不適法であるといわざるを得ない。

第5 結論

以上によれば、控訴人の請求は全部認容すべきであるところ、これを一部棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人敗訴部分を取り消した上、これを認容し、被控訴人の本件反訴請求に係る訴えは不適法であるから、これを却下することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官

脇 博人 

裁判官

鈴木 順子 

裁判官

山城 司 

東京高等裁判所

これは正本である。

令和6年2月8日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 窪 田 一 仁